

愛川町国民健康保険条例の一部改正に当たり、パブリック・コメント 手続を実施しなかった理由

愛川町国民健康保険条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）」の施行に伴う老人保健法の題名の改正であり、本条例に規定される文言の整理を行うものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（軽微なもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。